

「議案第91号 川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の2及び川崎市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

平成21年10月2日

川崎市議会議長 潮田智信 様

提出者	川崎市議会議員	竹間幸一
	〃	市古映美
	〃	佐野仁昭
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子

「議案第91号 川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

「議案第91号 川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について」の一部を次のように修正する。

第25条第1項第1号の改正規定及び同項中第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定並びに同条第2項の改正規定を削る。

提 案 理 由

水道料金を改定しないこととするため修正するものである。